



令和6年12月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和6年12月25日(水) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 小林 嘉之 委員
議席番号 21番 廣川 順一 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについ
て
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて
報告第3号 農用地利用配分計画案について



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	皆様お疲れ様でございます。時間になりましたので、ただいまより12月の総会を始めさせていただきます。それでは会長の方からご挨拶よろしくお願いします。
会 長	皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今年最後の総会ということでございます。雪が降って田んぼや畑も見えなくなってきたので、皆さんちょっと落ち着くというか、もう諦めるというか、そんな時期に来ておりますね。先日は農地相談ありがとうございました。件数が例年より少なかったらしいですが、お天気が良かったから、皆さん多分雪降る前のお仕事がいっぱいあって、ご相談の内容件数が少なかったのかなんていうふうには思っております。今月の13日は県の方の会議がございまして、知事さんに要望をお出ししたところでございます。内容は、農業委員活動への支援ということで、地域の農業を考えながら県も力を貸してくださいということでご要望書が出されておりますが、その中で私が要望したことは、地域計画などで特に中山間地などは小さな農地を整備して、作りやすい農地にするためにいろいろな事業の支援がされておりますが、できれば地元負担ゼロの事業を増やしてほしいということを要望してまいりました。次の日の14日ですが、国会議員との懇談会の中でもそういったことをぜひ進めてもらわないと、今自分たちが専業農家でやっている農地っていうのがほとんどないんですよね。皆さん兼業農家で自分たちが食べる野菜は作るけど、あとの農地はほとんどいらないんだという農家が多くなってきております。そうした農地を荒らす前に、次の担い手に引き継いでいくためには、やはり地元負担があると、地権者にお金を出せと言っても、なかなかお金が出てこないんだというようなことをご説明いたしまして、ぜひ地元負担ゼロで次の担い手に引き継げる農地を、整備できる環境を、整えてほしいということをお願いしてまいりました。本日は総会の後に農業者年金のお話がございますので、それをお聞きいただいて終わった後に地区で集まっていいただいて、誰が誰を担当するかなどを話し合っていいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	事務局より経過報告をお願いします・ 【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	欠席者なしです。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員です



	が、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号 19番 小林委員、21番 廣川委員にお願いいたします。
議 長	これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は10件です。 議案第1号について、受付番号37番～46番は所有権移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号37番～46番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。37番の補足をお願いします。
8 番	譲受人の〇〇さんご夫婦は、スノーボードのインストラクターをされていて、今北海道にいるということでお会いできませんでした。譲渡人の△△さんのお話をきくと、△△さんが野沢温泉スキー場で働いていて、〇〇さんの旦那さんとは以前から面識があったそうです。△△さんの話を聞く限りでは特に問題はないと思います。
議 長	38番の補足説明をお願いします。
19 番	実際には、長年〇〇さんがもう耕作していたということです。自家用の野菜を作っているというような形で、場所は積雪1mちょっとありまして現状はわかりませんが、問題はないだろうと思います。
議 長	39番の補足説明をお願いします。
4 番	事務局から話があった通り△△さんはキノコを栽培しておりまして、とても忙しいため畑の耕作ができないような状況です。この畑ですが、すでに〇〇さんが借りて耕作をしていたというようなことで、お父さんが亡くなったタイミングで、正式に購入したいというようなことだそうです。とくに問題はないかと思われます。
議 長	40番の補足説明をお願いします。
19 番	譲渡人の△△さんは茨城に住むということです。自宅はみやげもの屋と漬



議 長	物屋という従来そういうような形でしたが、〇〇さんが購入されました。たまたま訪問したときにご夫婦でおられたんですけど中の改装をやっていました。ただ実際、畑自体についてはスキー場のちょっと奥になったところにあるんですけども、そこをやるのかなって確認したところ、落ち着いたらあそこで野菜等を作りたいとのこと。実際家と農地をセットという形で購入したということであり。意欲はあるしまだ若いし、大変ありがたい若者が入ってきたと思っています。問題はないだろうと思います。
6 番	4 1 番 4 2 番一緒に補足説明をお願いします。 譲受人の〇〇さんとはお話できませんでしたが、さっき事務局の報告であったように〇〇さんの妹さんが地域おこし協力隊で、今現在アグリみゆきで研修中とのこと。妹さんとはお話ができて、この農地取得に当たっては41番の下木島の農地は家の周りの畑です。家はその妹さんが買われるってことなんです。この農地に関しては兄の〇〇さんが買って、妹さんが来年で研修が終わって就農するときに名義変更をするということです。で私が思ったのは、最初から妹さん名義にした方がいいんじゃないかと。それは法律的にできないという理由があるんだったら別ですけど。兄の〇〇さんは11月の末かな飯山市に引っ越してきたんです。今アパート住まいで今後どうするかっていうのは〇〇さんとは相談してないんですけど、妹さんの話聞くとそんなようなことでした。やはり面倒くさいやり方をしていますっていうふうに感じました。 あと旭の方の農地は、実際に買われるんだから仕方がないかもしれないけど、私が就農するのであれば種菌センターまで行って耕作はしないかなと思います。これは不動産屋さんが、農地の斡旋をして譲りたいけどどうですかという話をしたのではないかなと思えます。都会から飯山にきて土地持ちにちょっと憧れていたのかなと。農地耕作していわゆる注文して販売農家になるというふうに考えると、自分としては離れた場所に農機具とかトラクターとかそういうのを持って行って耕作すると。妹さんにはいわゆる家の近所で農地を探してやろうということで、それが2反でも3反でもできる範囲内で最初探してそれで働いて出荷農家にしてもらおうと考えています。これは11月の初めに彼女たちと会って、そういう話もししていました。だけど、こういうことになっているとは私も知らなかったんで、いや本当にいいのかと感じました。以上です。
10 番	ちょっと補足いいですか。今委員さんから話があった通り、柳原の土地について、元々は□□さんのお父さんが取得して持っていた土地です。それで亡くなられたということで、お母さんが埼玉にいて、□□さんは畑とかそういうのに全然興味がなくて処分したいっていう事で1回相談された経過はあります。それで今現在はお近くの人が蕎麦を作っていて、ここ何



	年かずっと蕎麦畑ということで管理していただいていた。今の話のとおり木島から農機具を持ってきて本当にここでできるのっていう心配はしています。それで、その方についても引き続き荒れるようだったら蕎麦をまた植えてもいいというような意向はあるようなんですけども、実際に買われて荒れないかどうかというのが大変危惧される場所ではあるかと思います。
議 長	43番の補足説明をお願いします。
19番	夫婦間の生前贈与という形です。△△さんはだいぶ高齢でして、奥さんは韓国の人です。来た当時は焼肉屋をやっておりましたが、今は閉じて夫婦2人で細々と生活をしています。ただ旦那さんが高齢ということで、今のうちに奥さんの方に贈与したいという話です。〇〇さんに確認したところ、続けて作っていきますという話なので問題はないだろうと思います。
議 長	44番の補足説明をお願いします。
4番	譲渡人の△△さんなんですが、高齢な夫婦2人で今住んでおります。そして△△さんなんですが病気で畑の耕作をすることができないような状況です。その中で親戚になるんですが、譲受人の〇〇さんが車庫の自分の自宅のすぐ前にあり、家も近いということで、両方で話し合って、〇〇さんが取得するという事で特に問題はございません。
議 長	45番の補足説明をお願いします。
18番	譲渡人の△△さんのお宅はもうなくて、今戸隠の公民館の庭になっているようです。そこからでないとその畑に入れないような状態です。譲受人の〇〇さんは地続きで家があるんですけども、本当は豊野の方がこの畑を買いたかったけど買えなかったんです。農業委員の方にここは買えませんかと言われてそうです。だから〇〇さんが買ってその人に貸すと聞きました。〇〇さんは1人でやってらっしゃるのでそんなにいっぱい畑できないかなと思ってんですけど。その豊野の方はこっちの方にもいろんな畑を借りて、実際に作っていらっしゃるそうです。この畑を買えなかったっていう話なんですけど、実際遠い人は買えないんでしょうか。
議 長	そんなことないです。
事務局	この話は聞いたことがないので、最近の話ではないんじゃないかと思います。市外に住んでいる方でも、農業をされている方でも、耕作実績があればそういった証明等を出していただいて申請することができます。あとは



	その実際にできるかどうかはまた確認の内容になってきますけれども、市内の人でなければ駄目ということはありません。
18番	〇〇さんが買ってその方に貸すそうですが、どうでしょうか。
議長	要は耕作されればいいんですけど不可能じゃないですよ。買って人に作ってもらうってことですよ。自分は作らないで貸し出すってことですよ。でもその貸し出す書類がついてないですよ。
18番	まだです。買えないって言われているので。
議長	その買えないというのがよくわかりません。
18番	そうなんです。豊野では土地を人に貸しているそうです。でも果樹だから。自分ではできないので、飯山で土地を借りてやっているそうです。だから〇〇さんが買って貸しますということだそうです。〇〇さんの家からしかその畑に入れないんです。
議長	〇〇さんから畑はいくらするのみたいな相談はありましたが、こういった細かい事情があるなんてことは全然聞いてないですよ。わかりました。
議長	46番の補足説明をお願いします。
1番	この畑の場所なんですけど北町ということで、譲渡人の△△さんはもういらっしゃらないんですが、空き家になっています。譲受人の〇〇さんと話したくて、アパートの方に2回ほど伺ったんですけどお会いできなくて、お話は△△さんともまる〇〇さんとも聞いておりません。ただ、場所も私自身よく知ってるし、今空き家になっている△△さんのお宅も〇〇さんが購入されて、その隣接の畑の方を今回は早く申請してという順番みたいです。ご夫婦でおやりになるみたいなので特に問題はないと思います。
議長	ご意見ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
6番	45番とか、41番、42番とか、いわゆる農地売買の話で、これは事務局の方に司法書士さんから連絡があって、それを農業委員のところに先週の金曜日だったか家に議案が届いたのは。その前までにほとんど決まっているような、市外の人を買えないって問題とかね、これも実際話を聞いたらそういうことだったと。私が聞いた41番・42番の件、これも私聞きたいんですが地域おこし協力隊の人は買えないんですか。



議 長	そんなことはないと思いますけど。
事務局	41番42番の関係で補足させていただきます。この譲受人の妹さんが地域おこし協力隊で、農業研修センターで農業の研修をされています。それで就農の予定とすると、令和8年4月1日以降就農を今のところ予定しているという状況があります。今回家を買いますとか、土地もそれに付随してついてきます、それから柳原にも農地があるっていうのはお聞きされていて、その中で我々からアドバイスさせてもらったのが、就農時は国の補助事業を使っていろいろとサポートしていこうというようなことを考えております。その中での事業要件として、就農してから何年以内という条件がありまして、もう今年の国の事業の申請をする場合ですと、令和5年度、6年度に就農した者もしくは就農予定というような条件があったりする中で、今回〇〇さんの妹さんの名前で取得した場合に、当然、農業委員会としますと新規就農のためということに認められるということになると、その国の事業を申請していく上での要件との兼ね合いがちょっと微妙な部分がありまして、そんなような話をしていたらお兄さんも来て一緒にやる予定なので、全然兄の名義でも構わないんですっていう話をもらったので、そのときはそんな話でした。なのでそういう話の中で多分お兄さんで取得するというような話になったんだと思います。 それともう一つ柳原の農地についても相談がありまして、12月の頭ぐらいですけども、その研修センターの1年間の反省会といいますか、そんなものを行っている中でそんな話がありました。その中でも実際に見に行ったところ、ある程度まとまっていて良い農地だったので、ちょっとどうしようかなということに悩んでいたんですけども、確かに岡田委員が言ったように距離がありますけれども、そのときの話だと毎日行かなくても栽培できるような品目を選んでやればやっていけるのではないかという話の中で、その時の指導員からもゆくゆくもし難しくなるのであれば、近所に他に就農されている若者の皆さんに話を持っていってもいいですっていう話でした。そういうことをいろいろ考えて、無理のない品目でやっていこうというようなことを考えているのではないかと思います。以上です。
12番	事務局の話だけでも、たまたまその42番の旭の圃場はうちの近所です。元々はこの親父さんが、もう何十年も前になるんですけども農業をやるつもりで畑を購入したわけではないということなんです。自分が大工だったので作業場をそこに作りたいとそんな思いで農地を取得したらしいんです。なので何も作付けされていなかったんです。その土地を斡旋した人がそれじゃまずいっていうんで、それをある時先ほど清水代理のお話にもあったように、地元で蕎麦作っている人がいて、そこをお願いをして今そばを作っているんです。その人に言わせると、来年以降は別に頼まれてないと言っています。農地が手放しちゃうんで頼まれてないってことになると、今就農するのは令和8年って言いましたっけ。そうするとそれまでは



事務局	どうすんだらうなっていう一つ心配があるんです。その人にとって引き続きそばを作ってもらえるのかどうかっていうのは、本人に確認は取れてないんです。ということは、そのまま放置されたままでは困るし、その辺の確約ができてから返事をするっていうのがいいのかなと思います。トラクターとか持ってないですね。
事務局	あくまでこういうのは申請者の方と今研修されている妹さん、あと研修期間中でもそういうところで管理に行ったりしますので、放置されるというかそのまま何もされないということは、申請購入意思を示した以上はないと思います。通常研修センターであると就農時期と農地取得って、就農してから農地を取得して借りるなりしてっていうようなもうちょっと条件が狭かったんですけども、そういうときは農業研修センターである、ながの農家で農地を借りて、研修期間中そこを農地として使えるように、就農後も使えるような状態に維持したり試験的に栽培したりして、就農後にその研修生に借り換えするっていうようなことをこれまでやってきました。ただ今回は譲渡人の方がどうしても家と一緒に買っていたきたいということですし、あとその柳原の農地についてもぜひぜひ買っていたきたいっていう強い不動産屋さんを通じてそういう要望があったので、何とかこのタイミングでって考えたときに多分お兄さんも一緒に就農の予定だということなので、お兄さん名義にしたんだと思います。ただ管理は当然、研修期間中研修センターでも、一緒に面倒を見れると思いますので全く何もされないということはないのではないかと思います。
議 長	今年はどうなんでしょう。どう考えればいいのでしょうか。
1 2 番	結構な面積ですね。3反はありますよね。
議 長	農機具持っているわけではない。けど研修センターから借りられる。もしできなかった場合はどうなりますか。
1 2 番	仮に作らなくても作ると思うだろうけど、そのままになってしまう可能性もあるわけですね。
事務局	可能性の話をしますと、どの農地に対してもありますよね。
議 長	この畑は購入されてもお兄さんがやるわけじゃないですね。
事務局	お兄さんが耕作します。そのために飯山市に引っ越してきています。
議 長	ちなみに何を作るのですか。



事務局	こちらで聞いているのはネギです。
19番	農地を買って就農するという意欲があるんだから、それをダメだっていうことはできないですね。妹さんの目標かもしれないんですけど、兄も就農するんだという形になれば、そこでとやかく言うことはできないんじゃないかという気がします。
12番	所有することはできますよね。
議長	だから私達にできることは、これ許可しないっていうことができないと思うんです。やっぱりちゃんと耕作されるかどうかっていうのは、引き続き見ていかなくてはいけない案件になってくると思います。地元の農業委員さんたち大変になりますけど。こういうような計画になるようにちょっと見ていただければと。もし駄目なときはまたちょっと農業委員会で指導が入るというような形になりますかね。
3番	〇〇さんの妹さんは地域おこし協力隊さんですけど、一緒に来ているもう1人女の子いますよね。聞いている話ですと、その2人で就農していくっていう話を聞いているんですけど、この権利とは全然関係ないですが、そのもう1人の彼女も一緒にやっていく感じですか。
事務局	基本的には一緒にやっていく予定です。3人です。
議長	ながの農花さんも入っているということですよね。
事務局	ながの農花さんが入ってるというのは今たまたま妹さんが研修していて、そこに機械があって、そういうときにもし農機具が必要であれば、そのものを借りるということもできますし、実際研修終わって就農されてる人たちもながの農花の近所の畑であれば農機具を借りている状況があります。
議長	はい、わかりました。基本的には見守るしかないのかなとは思いますが。
事務局	45番の〇〇さんの件なんですけど。過去に豊野の方が取得できないっていうのは、少し前の話で理由がわからないんですが。おそらく以前あった下限面積に引っかかっているか、豊野だからその距離があるので実際にできるのかみたいなそういった部分に、多分おそらく当時の農業委員さんの判断があったのかなとは思いますが。今回の取得に関して今お話を聞くと、この譲受人の〇〇さんがやるわけじゃなくて、実際に豊野の人に貸して、豊野の人が耕作するっていう話になりますよね。そうすると、農地法第3条の基本的な要件、取得した人が取得した農地を耕作しなくちゃいけない



	っていう、そこに引っかかってきちゃうんですよね。そうすると厳しいかなということになります。
議 長	取得できないってことはないと思うんですけどね。
18番	でも自分の土地があるんですけど、果樹だから自分ではできないから人に貸して。飯山で畑をやりたいということで借りてやっているみたいです。
事務局	豊野の人に貸すという話は、〇〇さんがご自身で持っている農地のことですか。
18番	いいえ、今申請されている畑です。
議 長	ひとかたまりにまとまってあることはあるし。
4番	その豊野の人は、農地は所有したくないから代わりに買っていただいてっていう意味があるんですか。
18番	いいえ、買いたいそうです。
4番	買うことはできるんですか。買う意思はないから借りて飯山で耕作したいという事なんですか。
18番	最初は買いたかったらしいですけど、農業委員さんから買えませんよって言われたそうです。
4番	豊野の人自身に買う意思があるかないか確認させていただきました。買いたいのであれば問題ないですけど。
議 長	〇〇さんにしてみれば地続きだから自分を買った方が都合がいい、自分が買って置いて貸す方がいいっていう考えでしょうか。
4番	その農地は道路に接道されているんですか。
18番	〇〇さんの土地を通らないと行かないんです。今まではそこで耕作していた方は、公民館の庭を通して畑に入ったんですけど、よその人がそこに入るのはちょっと気が引けるから〇〇さんが買いましょうと。
4番	事務局で道路に接道してるかどうか調べてありますよね。



18番	道路がないんですよ。
4番	接道がないとちょっとかわいそうですね。
事務局	たしかに道はないですね。
議長	〇〇さんがそこを自分の土地にしたいと思っているのか、その方が作りた いから買うのかちょっとわからないけど、〇〇さんが買うのであれば〇〇 さんが耕作された方がいいはずですよ。
10番	でも現実問題として、豊野の人が買って後々困るよね。そのあと家を作 るなんてこともできないし何もできないから、買って困るような気がし ます。
議長	一番いいのは〇〇さんに買ってもらうのがいいのかな。人の土地を通らな いと入れないような土地を買っても困りますよね。
18番	〇〇さんが買って、来春から豊野の人が耕作してもいいんですか。
議長	農地を買った人が耕作するのが基本だとすれば、ちょっと難しいかな。
6番	豊野の人の話だとか自分の話だとか、会議の時にこういうふうな話ができ るんですけど。このいわゆる引き渡し時期っていうのは12月26日明日に なっていると。農業委員が確かめたりしたらそういう問題があったと。だ としたり、申請を受け付けるときにもっと聞き取りやって調べた方がいい んじゃないですか。農業委員が3日ぐらいで調べたのがこれですよ。こう いう案件が司法書士さんから事務局にくるわけですよ。そういうのをもう ちょっと深く突っ込んで聞くべきじゃないかって思います。
事務局	司法書士さんからは一応聞けるところは聞いてはいるんですけども、足 立委員さんがご説明されたその内情を、司法書士さんが知っていたか知ら ないかってのもまたございますので。もしここで決着がつかない案件につ いては、一旦保留っていう形で、それで申請について見直して不備のある 点についてはまた修正いただいたりそういったこともございますので、と りあえずこの引渡時期については、仮にここで承認されたらこの引き渡し がこの日っていう要は総会の翌日っていう形での記載になっております。 ここで承認がなかったものについては、その旨を先方にお話して、申請を 取りやめるか申請を再度見直してするかという形になっています。
8番	僕も同じ意見で、申請があった段階で、この会議の1週間とか10日前で は時間がないからもう申請があった時点でやってほしいんですよ。僕今回



	すごくタイミングとして残念で、もう10月に37番のこの〇〇さん夫婦のこと聞いてたんですけど、この時期に来るんだったらちょっと前に言ってくれば、会えたんですから。やらなくちゃいけないんだったらメールでも何でもいいんで、教えてほしいんですよ。自宅を買ったら隣接している田がついてきたんです。それも何やるかって実際聞いてないからわかんないんですよ。だからできるだけわかった時点で、どうせやるんであれば早いに越したことはないんで、早く教えてくれれば会議の前にちょっとそういう話もあつてできるわけなので、それは要望としてお願いしたいです。それともう一点は、瑞穂地区に野沢温泉村のオーストラリア人が結構きていて、その関係で土地を買いたいとあって話で、今後こうやって外国人の方と話をするつもりでいるんですけど、スマホで翻訳したりして、一番問題はこれ名刺見ると名前だからアルファベットなんですけども、自分なりに考えてオーストラリア人になんて説明しようかなと思って、アグリカルチャーアソシエーションとあって言ったんですよ。正式名所はなんて言うんでしょうか。とりあえずこっち身分としてわかんないじゃないですか。例えば信越自然郷ってみんな背中に書いてあるけど、誰もわからないと思うんですよ。要望としてお願いしたいです。
事務局	それは調べておきます。それから先ほどお話がありました、他の相談がもしあった場合にはちょっとお早めに情報をいうお話ですが、ある程度話を受けていく中である程度明確な話になったところで、また出せるものは出してと、考えて検討していきたいと思います。
6 番	議案書が金曜日に届いて土日休みですよ。事務局に電話をしなければいけないが月曜火曜しかないわけですよ。今は冬だから時間取れるけど、これギリギリになってずっとこのような状態だったらできないと思います。
事務局	はい、わかりました。中には相談を以前から何度もしてこられて、その上で申請出される方もいれば、突然申請書を出してこられる方もいたりそれぞれありますが、またその情報をキャッチできたところで、情報を出せるものは出していければと、その辺を考えていきたいと思います。
議 長	事務局で申請に来たときのお話に問題ないかどうかというのはいわかんないところがあるかもしれないですけど、外国の方が入っていると、違う意図で考えてらっしゃるとかっていう問題が見えれば、事前にその地区の委員さんにこんなお話がありますっていうような形を知らせてもらってもいいかもしれないですね。45番の〇〇さんとはもう一度相談してみてください。
1 8 番	豊野の人が買えないということはないんですね。



事務局	基本的にはないんですけど、当時どういう理由で買えないと答えたのかわからないので判断が付きませんが、今の制度の中では基本的に申請者として要件的に問題がなければ、外から転入されていて空き家と一緒に取得される方もいらっしゃいますので、以前に比べて問題はないかなと思います。
議長	自分の家の地続きなので買いたいけど、でも作れないから、豊野の人が作ればいいっていう話になっていますけど、〇〇さんとお話して〇〇さんが耕作しなければいけないという話をさせていただいたほうがいいのではないかと思います。日付が26日になっているからって言ってこんなふうに必ず取らせなくちゃいけないっていうことではないので、疑問点とかあれば、もうちょっと明確に教えてくださいとか、こういう条件では駄目になりますとかってそういう調整の部分というのが出てくる場合は、それこそ保留にできますので、保留している間にお話を伺って、また次の時に上げてもらうっていうことができますので。41番42番のところなんですけどこちらはなかなか駄目ですとは言えないんじゃないかと思います。それと37番ですね、こちらはお話がよく聞けなかったということですよ。
8番	〇〇さん夫婦の友だちの☆☆さんと話をしたんですけど、スマホの翻訳機能を使って英語でやり取りをしなければならないからややこしいですよ。
議長	実際耕作しているのは☆☆さんなんですか？☆☆さんが借りて作っているということでしょうか。
19番	買ったら作って下さいって言うしかないんじゃないかな。
8番	3ヶ月だけ借りている。外国人の間ではよくある話です。
議長	わかりました。37番ここはどうみても駄目って言えない案件かと思います。45番は保留という事でもう一度相談してみてください。41番42番は荒らさないように、よく指導してもらえないですね。
10番	市の方でよく指導してもらえれば問題ないですよ。
12番	申請受け付けて、駄目だとはいえないということなら仕方ないですけど、前段階の問題だね。どこまで確認が取れてOK出すのか、ここで意見、それぞれの地区の農業委員さんなりが出してくれて言われて。でももう明日以降はもうこの人のものになるわけですよ。それ以降は耕作してなかったら耕作してくれて言えればいいって言うけれども、これ農業委員さんの責任がすごいですよ。



20番	結局15日締めはこの当月審査っていうのが、やっぱりそれがタイトだから問題なのかなと。翌月審査っていうわけにはいかないですかね。15日締めの翌月審査っていうのは駄目なんですか。単純に今の皆さんの話聞いてちょっと思ったんですけど。15日締めの当月審査ですよ。だからすごくタイトで皆さんそれが大変だって言っているんで、翌月審査っていうのは駄目なんですか。
議長	ほかの市町村で、それをやっている農業委員会ありますか。
事務局	基本的な部分としては、やはり農地取得したい人や農地転用したい人どちらもやっぱり申請したらすぐに許可が下りたらすぐ取りかかりたいっていうのがあります。例えば農地転用ですと、市で承認した後県の方に上げて県の方が許可をおろします。市の方で終わる話じゃないので、県の方の事務処理等の調整があります。
20番	15日締めをもっと早くするとか。結局同じことなんですけど。多分審査までの間がすごくタイトだから、皆さん苦勞していると思うので、別に当月審査で締め日を早くして5日とか、10日とかっていうのは駄目なんですか。
事務局	15日で締めたところで、中には15日の締切日に突然出してくるっていうものもあります。受付期間は5日から15日ですので、その中にはもう5日になった途端に出してくるっていう方もいらっしゃいますので、5日で申請書を受けた時点でこういった話がありますよということを、委員の皆さんにお伝えするという事は可能かなと思っております。
議長	話を聞いただけでは裏に何かが隠れているかっていうのを、本当に話をしてみないとわからない部分があると思うので、ただ締切日を変える云々っていうのはちょっと今までの流れでずっと来ていますし、農業者もその認識でいますので、そこを変えるのは難しいけれども、わかった時点で情報をちょっと先に担当員さんに投げかけるっていうことはできると思うので、その辺から変えていかれればと思います。ということで、45番を保留とさせていただきたいと思いますが皆さんよろしいでしょうか。 他に質問ご意見がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 それでは採決にはいります。 45番保留ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)



議 長	全員賛成ですので、議案第1号は45番保留、以外は許可といたします。次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件 【受付番号 10番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。 10番の補足説明をお願いします。
6 番	確認はしていませんけど別に問題ありません。まっすぐにするだけの話です。
議 長	ご意見ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんはなにかご意見ございますか。 それでは採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借 (中間管理) 受付番号 433番～449番 貸借(経営基盤法) 受付番号 450番～486番 所有権移転(経営基盤法) 受付番号 487番 議案書をもとに朗読と説明】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)



議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 報告第3号「農用地利用配分計画案について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。
------------	--



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 沼田 浩子

1 9 番 小林 嘉之

2 1 番 廣川 順一